

広報ごよみ

3月

川越市政だより

No.125 月1回10日発行一部2円(昭和32年6月10日)
発行所 埼玉県川越市役所(第三種郵便物販司)

新聞印刷



△骨色申告の申請(1日~20日)
 △固定資産税台帳從業期(1日~20日)向う三ヵ年の基準がきまる年、ぜひご覧ください。
 △場所Ⅱ税務課
 △電気配給(21日)
 △春分の日になんでも全国で「動物愛護デー」の催しがあります。
 △家族計画普及運動(20~31日)
 △人工妊娠中絶が母体に与える大きな害悪をなくしましよう。

△電気配給日(25日)ことには電灯点火83周年にあたります。
 △佐藤良蔵団体(川越市)が第三回埼玉県広報大会は、(2月24~25日)飯能市公会堂で開催されました。が、佐藤良蔵団体として「川越市」が知事表彰になりました。

昭和三十一年四月に、国で首都圈整備法が制定されました。これは東京都への過度の人口集中を制限し、周辺の各都市に分散しようとするものです。東京都の人口は九百六十万人で、年々三十万を超す人口の流入増加があり、やがて一千万に達しようとしています。中央では、首都圈整備法により近郊都市を市街地開発区域として指定し、昭和五十年までに、人口一百七十万人を計画的に分散しようとします。その一つとして、ことし一月八日に首都圈整備委員会事務局から川越市大東地区から狭山市にかけての約七十五万坪を、工場、住宅団地の候補地として、地元の受け入れ態勢によって指定したといふ申し渡しがありました。

二十万都市建設の夢

実現へご協力を

首都圏の地
方都市は

の二、「三男対策」と合せて、周辺都市を振興しようとするのがねらいです。

市街地開発区域は

この計画で、すでに市街地開発区域として指定されたのは、相模原市と川崎市(首

のままでは首都としての混乱が

このままでは定職のない人たちであり

三鷹、横浜、川崎市と川口市(首

都圈整備法の既成市街地区内)で

は床面積五〇〇坪、従業員一〇〇

人程度以上の工場事業場の拡張や

一方地方都市の多くは人口の増加

も少なく、工場、事業場の新設も

増やすばかりになり、これを防止す

るためだといわれます。

一方地方都市の多くは人口の増加

